

委員会提出議案第 7－1 号

あきる野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 27 日

あきる野市議会議長 臼 井 建 殿

提出者 議会運営委員会委員長 ひはら 省 吾

提案理由

地方自治法の一部改正により、従来は文書で行われていた手続についてオンライン化・デジタル化が可能となったことに対応するとともに、規定を整備するため。

あきる野市議会委員会条例の一部を改正する条例

あきる野市議会委員会条例（平成7年あきる野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害の発生等」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、同条第3項中「出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第20条第2項中「者は、」を「者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第23条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第24条第3項中「方法で」を「方法により」に、「に出席する」を「で意見を述べる」に改める。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条第3項中「方法で」を「方法により」に、「に出席する」を「で意見を述べる」に改め、同条第4項中「第27条」を「前条」に、「文書」を「文書等」に改める。

第29条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。